

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

最終更新日：令和5年10月20日

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.groundgolf.or.jp

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	策定し、ホームページに公表している。 作成に当たっては、各都道府県協会に幅広く意見を募り、総務委員会、理事会、定時総会（2021年6月）にて審議、策定した。 https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/250/Default.aspx	○中長期計画
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	策定し、ホームページに公表している。 作成に当たっては、各都道府県協会に幅広く意見を募り、総務委員会、理事会、定時総会（2021年6月）にて審議、策定した。 https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/250/Default.aspx	○人材の採用及び育成に関する計画
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	策定し、ホームページに公表している。 作成に当たっては、各都道府県協会に幅広く意見を募り、総務委員会、理事会、定時総会（2021年6月）にて審議、策定した。 https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/250/Default.aspx	○財務の健全性確保策
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事は目標割合を25%以上とし、達成している。 女性理事は目標割合を40%以上とし、現状35%となっている。 委員会委員、普及指導員において、女性の登用、推薦を積極的に推奨し、女性活躍の場を拡げ、女性理事の確保に繋げる。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	評議員はいない。 正会員については、各都道府県協会の規程により選定される。少しずつではあるが女性の登用が進んでいる。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 正会員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	「アスリート委員会」としての委員会の設置予定はない。 グラウンド・ゴルフは生涯スポーツのモデルを目指して考案されたスポーツであり、楽しみ、生きがい、健康、交流などを重視してプレーすることを目的としている。従って、競技力を追求するアスリートの概念はない。 「アスリート委員会」としての役割は、当協会の「普及事業委員会」が担っている。 なお、当協会において、各都道府県関係者（会長等役職者含む）はほぼ全てプレーヤーである。 3つの委員会（総務・ルール等・普及事業）、理事会は、各ブロック（都道府県を8ブロックに分けたもの）から選出しており、各委員会、理事会、事務局長会議、総会等においても、プレーヤーの意見が反映されている。 また、各ブロックの協議事項や意見は、ブロック選出理事を通して理事会に提案されており、組織運営に反映されている。	○グラウンド・ゴルフの理念 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 総務委員会規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 ルール等委員会規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 普及事業委員会規程 ○総務委員会委員名簿 ○ルール等委員会委員名簿 ○普及事業委員会委員名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	各ブロック選出理事、医師、大学教授等、様々な知見を有する理事によって構成し、適正に運営している。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員候補者選考規程において、理事の就任時の年齢に制限を設けている。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員候補者選考規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員候補者選考規程において、再任回数の上限を設けている。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員候補者選考規程
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	理事会から独立した理事候補者選考委員会を設置している。 委員は改選期ごとに選出されるため固定化していない。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員候補者選考規程
11	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要ない規程を整備すること	倫理規定を整備している。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 倫理規程
12	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	以下の規程を整備している。 ・会員規程 ・各委員会規程 ・理事の職務権限規程 ・経理規程、契約処理規程 ・事務局規程、服務規程	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 会員規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 総務委員会規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 ルール等委員会規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 普及事業委員会規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 理事の職務権限規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 経理規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 契約処理細則 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 事務局規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 服務規程
13	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	以下の規程を整備している。 ・個人情報保護方針、個人情報保護規程、監査規程、外部委託管理規程 ・公印規程 ・文書処理細則	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 個人情報保護方針 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 個人情報保護規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 個人情報の取扱いに関する外部委託管理規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 公印規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 文書処理細則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員報酬等に関する規程を整備しているか	以下の規程を整備している。 ・ 役員報酬等及び費用に関する規程 ・ 給与規程 ・ 退職給与規程	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員報酬等及び費用に関する規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 給与規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 職員退職給与規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	以下の規程を整備している。 ・ 基本財産管理規程 ・ 特定費用準備資金等取扱規程	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 基本財産管理規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 特定費用準備資金等取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政的基盤は、会費、登録料および認定料が大半であるが、現在のところスポンサー契約を結ぶ予定はない。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 会員規程 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 指導者制度 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 用具認定規程実施要領 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 認定コース規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	「代表選手」に該当する者はいない。当協会にて選考することはない。	
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	「審判員」に該当する者はいない。(ルール第15条) 協会独自の資格としての普及指導員については、指導者制度を整備しているが、「審判員」に類する資格ではない。	○グラウンド・ゴルフのルール
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	顧問弁護士、顧問税理士、公認会計士、医師等との連絡体制を構築し、何かあった場合には、速やかにアドバイスを求めている。 また弁護士、税理士等を役員、委員に委嘱し、日常的に相談できる体制を確保している。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 役員名簿 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 総務委員会規程 ○専門家のサポート体制 ○契約書(弁護士) ○契約書(税理士) ○契約書(会計監査人)
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンスに限定した委員会ではないが、コンプライアンスに関する審議を行う委員会(総務委員会)を設置しており(第2条(5))、年に2~3回開催。コンプライアンスの強化等についても議題としている。 総務委員会はその他の委員会の統括的役割を持つ委員会であり、総務委員会の協議事項は理事会に提案されている。 また、総務委員会の委員の構成に女性6名を含んでいる	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 総務委員会規程 ○総務委員会委員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	総務委員には、都道府県協会役員、プレーヤーに加え、弁護士、医師、大学教授等を選任している。 また、総務委員会規程には、その他有識者を委嘱することも規定しており、協議できる体制を確立している。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 総務委員会規程 ○総務委員会委員名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・独立した研修会ではないが、各種委員会、理事会、総会の中で折に触れて周知している。 ・機関紙で役職員を含む会員に向けてコンプライアンス教育を実施している。	○コンプライアンス教育計画 ○グラウンド・ゴルフだより146号 2023年4月発行 ○グラウンド・ゴルフだより147号 2023年7月発行
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・独立した研修会ではないが、理事会、総会、事務局長会議、委員会（総務・普及事業・ルール等）、講習会の中でコンプライアンスについて周知している。 ・機関紙で役職員を含む会員に向けてコンプライアンス教育を実施している。 ・普及指導員に向けて講習会の講義で周知している。	○コンプライアンス教育計画 ○2023年度1級普及指導員<マスター>養成講習会・2023年度2級普及指導員<ゴールド>養成講習会 ○グラウンド・ゴルフだより146号 2023年4月発行 ○グラウンド・ゴルフだより147号 2023年7月発行
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	「審判員」に該当する者はいない。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	専門家のサポートが必要な事項について、顧問弁護士、税理士から日常的にサポートを受ける体制を構築している。（契約業務・法律相談・会計処理についてなど）	○専門家のサポート体制 ○契約書（弁護士） ○契約書（税理士） ○契約書（会計監査人）
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・経理規程等を整備し、定期的に税理士、公認会計士のチェックを受ける体制を整えている。 ・監事を設置している。 ・監事及び会計監査人による監査を受け、報告書を作成している。	○独立監査人の監査報告書 ○監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金は受けていない。その他助成金（スポーツ振興くじ助成金）は求められるガイドラインを遵守し、適切に処理している。	○令和3年度スポーツ振興くじ助成金交付額確定通知書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	機関紙にて開示している。またより詳細をホームページに公開している。 https://www.groundgolf.or.jp/profile/tabid/108/Default.aspx	○グラウンド・ゴルフだより147号 2023年7月発行 ○協会HP

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	当協会にて選考する場合はないので、「選手選考基準」に類する規程は設けていない。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	情報を公開している。 ガバナンスコードの自己説明は毎年度開示する。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	理事に対する謝金など、理事会での承認を経て、適切に運用している。 利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを作成している。	○利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	規程に基づき適切に運用している。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 内部通報制度運用規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報があった際は顧問弁護士、公認会計士等と協議できる体制を整備している。	○通報の運用体制
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	処分規程を整備している。処分規程および定款に基づき適切に対処するよう定めている。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 定款 ○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 処分規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	必要が生じた場合は、本協会の顧問弁護士と協議し、中立性及び専門性を担保する。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> ・自動応諾条項を定めている。 ・対象事項は限定していない。 ・申立期間の制限は設けていない。 	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 スポーツ仲裁に関する規則
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分対象者に限らず、制度等についてリーフレット配布などにより関係者に周知している。スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知する旨、処分規程に整備している。	○2023年度1級普及指導員<マスター>養成講習会・2023年度2級普及指導員<ゴールド>養成講習会 ○ガバナンスガイドブック
39	[原則12] 危機管理体制及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理体制の構築、危機管理マニュアルについては策定していないが、今後JSP Oの規程などの事例を参考にしながら本年度中に策定予定である。	
40	[原則12] 危機管理体制及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	倫理規程に則って適切に対処することとしている。これまで不祥事は発生していない。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	外部調査委員会を設置する必要性のある場合は、弁護士、公認会計士等を中心に構成する予定である。これまで不祥事は発生していない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	本協会は正会員（都道府県代表者）をもって構成しており、定款上組織で構成するものではないが、加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。	○公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 加盟団体規程 ○地方組織との関係図
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	重要事項について、都道府県協会はもとより、理事会、事務局長会議、総会、機関紙等において適切に指導している。また、地方組織を運営する普及指導員を養成する講習会においても情報を提供している。	